

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

所管課（室）名

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出
- 長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正
- ・ 漁船損害等補償法に基づく付保義務発生
- ・ 保安林の指定の解除の予定

障 害 福 祉 課
産 業 政 策 課
漁 業 振 興 課
林 政 課

◎ 公 告

- ・ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・ 有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更
- ・ 測量の実施（2件）

経 営 支 援 課
漁 政 課
建 設 企 画 課

◎ 教育長公告

- ・ 県立学校職員（実習助手及び寄宿舍指導員）採用試験（障害者特別採用選考を含む）の実施

高 校 教 育 課

告 示

長崎県告示第658号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	さくら薬局 長崎江川店	なし	令和2年9月1日
旧	アリス薬局	長崎市江川町232番地	

長崎県告示第659号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 企業振興課関係						別表（第2条関係） 企業振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～23 略						1～23 略					
24	長崎県 成長産 業ネク ストス テージ 投資促 進補助 金	新型コロ ナウイル ス感染症 の影響に よるサブ ライチェ ーンの見 直しや新 たな需要 の獲得に 向けた取 組を支援 すること により、 県内経済 や雇用を 下支えす るととも に、今後 の成長産 業の礎の 強化を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 (1) 生産性の向 上に関する事 業 ア 研究開発 費 イ 設備投資 費 ウ 生産効率 化経費 エ 販路開拓 費 (2) 県内調達の 拡大に関する 事業 ア 設備投資 費	(1) 3 分の 2以 内又 は4 分の 3以 内 (2) 3 分の 2以 内又 は2 分の 1以 内	知事が 適当と 認める 県内企 業等						
25	長崎県 食料品 製造業 ニュー スタイ ル支援 事業費 補助金	新型コロ ナウイル ス感染症 に伴う消 費の変化 を踏まえ 、新たな 需要の獲 得を図ろ うとする 県内小規 模食料品 製造業者 の取組を 支援する 。	新たな需要の獲 得を図る取組に 要する経費	4分の 3以内	知事が 適当と 認める 県内小 規模企 業者						
経営支援課関係						経営支援課関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～9 略						1～9 略					
10	事業承 継加速 化補助	後継者不 在の中小 企業者等	事業を承継する 事業者（譲り受 ける側）が経営	2分の 1以内	知事が 適当と 認める						

	金	の廃業を未然に防止し、地域の雇用の維持や技術・技能の伝承を図るため、事業を承継する事業者（譲り受ける側）を支援する。	資源を引き継ぐために要する経費		県内中小企業者等
11	緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）利子補給事務補助金	緊急資金繰り支援資金利子補給補助金を交付する際に必要となる金融機関の事務経費を支援する。	緊急資金繰り支援資金利子補給補助金の申請等に係る県制度融資取扱金融機関の事務に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	県制度融資取扱金融機関
12	安心・安全な買い物環境整備事業費補助金	商店街等の「安心・安全」な買い物等の環境整備を支援する。	補助対象者が商店街等において主体となって取り組む「安心・安全」な買い物等の環境整備に要する経費	4分の3以内	知事が適当と認める県内商店街組合、民間団体、中小企業者等

雇用労働政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略					
9	離職者雇用促進助成金	新型コロナウイルス感染症の影響による離職者を雇用し事業の継続・拡大を図る企業等を支援する。	対象離職者を正規労働者として雇用した際に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内中小企業者等
10	チャレンジ体験就労補助金	新型コロナウイルス感染症の影響に	対象離職者の体験就労受入れを行った県内企業の当該受入れに	予算の範囲内で知事が別に	知事が適当と認める県内中

雇用労働政策課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略					

		よる離職者の再就職に向けた体験就労を支援する。	要する経費	定める基準による。	小企業者等

長崎県告示第660号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

加入区

神部加入区

長崎県告示第661号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

- 解除予定保安林の所在場所
南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字五斗ヶ浦75の144（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウステンボス
長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 外62筆
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
- 意見書の概要
 - 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男
 - 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画の変更（公告）

有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画を変更したので、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定により準用する同条第7項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

（「次のとおり」は省略し、その計画書を長崎県水産部漁政課に備え置いて縦覧に供する。）

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（津波見地区地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市 加津佐町	令和2年8月18日から 令和3年3月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量・水準測量・数値地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年10月6日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
平戸市 大野町、明の川内町	令和2年9月25日から 令和3年3月19日まで

教 育 長 公 告

県立学校職員（実習助手及び寄宿舎指導員）採用試験（障害者特別採用選考を含む）の実施（公告）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の規定により、令和3年度県立学校職員（実習助手及び寄宿舎指導員）採用試験を次のとおり実施する。

令和2年10月6日

長崎県教育委員会

教育長 池松 誠二

令和3年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

1 職 種

(1) 実習助手（理科、農業、工業（機械、化学、建築）、特別支援）

(2) 寄宿舎指導員

2 募集人数及び出願資格

《A採用（障害者特別採用選考）》

募集職種		対象者及び資格	募集人数
実習助手	理 科	①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ③身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、実習助手としての職務遂行が可能な者 ※理科は、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある	若干名
	特別支援		

※上記手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

《B採用》

募集職種		対象者及び資格	募集人数
実習助手	理 科	①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ※理科は、理科以外の教科の実習助手として任用する場合がある	1名
	特別支援		1名
	農 業	①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②募集職種に関係ある学校や学科等を卒業又は卒業見込みの者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	1名
	工業（機械）		1名
	工業（化学）		1名
	工業（建築）		1名
寄宿舎指導員		①昭和46年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 ②地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者	2名

3 出願期間 令和2年10月12日（月）～令和2年10月30日（金）

※当日消印有効 持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和2年10月2日（金）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <http://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

※郵送希望者は、返信用封筒〔角2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦5cm、横4cm）を貼付すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。
③ 返信用封筒（長3号定形）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。
④ 障害者特別採用選考申請書 （障害者特別採用選考のみ）	身体障害者手帳の写しを貼付し、願書等とともに提出すること。

5 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。
長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

6 第1次試験

- (1) 試験日時 令和2年11月12日（木）午前9時30分～
※受付は、308会議室で行う。（午前9時開場）
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階308、310、312会議室（長崎市尾上町3-1）
※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分
※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。
- (3) 試験内容 ①一般教養試験 ②適性検査
※一般教養試験の内容は、高等学校卒業程度の一般教養及び募集職種の職員として必要な専門に関する基本的知識。
- (4) 合格者発表 令和2年11月30日（月）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

7 第2次試験（第1次試験合格者に対して）

- (1) 試験日 令和2年12月14日（月）
- (2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階302、303、304、305会議室（長崎市尾上町3-1）
※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分
※駐車場には限りがあるので、障害者特別採用選考の受験者で申し出た者以外は公共交通機関で来庁すること。
- (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接
- (4) 合格者発表 令和3年1月22日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に可否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

8 その他

- 受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。
- 試験当日は黒鉛筆（H、F、HB推奨）・消しゴムを必ず準備してください。第1次試験ではマークシートを使用します。
- 当日はマスク着用をお願いします。
- 書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。
- 不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイックプリント
寺田宏弥